

石津地区社会福祉協議会
会 則

石津地区社会福祉協議会 会則

(名称)

第1条 この会は、石津地区社会福祉協議会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、石津地区地域自治の福祉部門として、住民が自主的に活動に参加し、より快適な生活環境の創造を推進することを目的とする。

(事務所)

第3条 本会の事務所を南濃町吉田 203 番地（旧石津幼稚園跡）に置く。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 石津地区の福祉課題についての意見交換及び解決のための調査研究
- (2) 石津地区に適応した地域福祉活動の計画実施
- (3) 石津地区において関係団体が行う福祉活動への援助協力
- (4) 社会福祉に関する広報・啓発
- (5) 市内全域を対象とした地域福祉事業への参画
- (6) その他、目的達成のため必要な事業

(組織構成)

第5条 本会の事業対象者は、石津地区に居住する全住民とする。組織は、地区住民の有志、地区内の自治会（区）をはじめ各種団体、学校等の役員等で構成する。円滑な活動を推進するために次の1号から3号までの機関を設ける。

- (1) 評議員会
- (2) 理事会
 - (ア) 役員
 - (イ) 顧問、相談役
 - (ウ) 運営委員会
- (3) 専門部会

(評議員会)

第6条 評議員会は本会の最高意思決定機関とする。

2 評議員会は次の事項を審議し決定する。

- (1) 事業計画並びに収支予算
 - (2) 事業報告並びに収支決算
 - (3) 理事及び幹事の承認に関する事項
 - (4) 会則並びに諸規定の制定及び改廃に関する事項
 - (5) 会長が必要と認め提案された重要事項
- 3 評議員会は会長が招集し、議長は評議員の中からその都度選出する。
- 4 評議員会は、定数の過半数の出席により成立し、出席者の過半数の賛成によって決する。
可否同数の場合は議長が決する。

(評議員)

第7条 評議員は各自治会（区）及び本会の各構成組織から選出する。

- 2 評議員は第6条に定める評議員会の構成員としてその任務を遂行する。
- 3 評議員の選出区分は、次のとおりとする。

(1) 安江自治会	2名
(2) 太田自治会	4名
(3) 吉田区	2名
(4) 松山区自治会	3名
(5) 境自治会	2名
(6) 境堤西自治会	2名
(7) 下一色区	2名
(8) 田鶴区自治会	2名
(9) 西田鶴自治会	2名
(10) 田鶴西南自治会	2名
(11) 田鶴南自治会	2名
(12) さくらヶ丘自治会	2名
(13) 松山グリーンハイツ自治会	4名
(14) 松山台自治会	2名
(15) 民生児童委員・主任児童委員	14名
(16) 福祉推進委員	14名程度（各自治会（区）1名）
(17) 各専門部会長	4名
(18) 各専門部会員	若干名
(19) 学校等、企業、各種団体代表と個人	若干名
(20) 顧問、相談役	

(理事会)

第 8 条 理事会は理事及び監事で構成する。

2 理事及び監事は、次の選出区分により評議員の中から選出する。

- | | |
|------------------------|--------|
| (1) 各自治会（区）の代表（代表者会所属） | 14 名程度 |
| (2) 専門部会長 | 4 名 |
| (3) 福祉推進委員代表 | 2 名 |
| (4) 民生児童委員・主任児童委員 | 若干名 |
| (5) 部会その他推薦の評議員 | 若干名 |

3 理事会の構成

- | | |
|---------|--------|
| (1) 会長 | 1 名 |
| (2) 副会長 | 2 名 |
| (3) 書記 | 1 名 |
| (4) 会計 | 1 名 |
| (5) 監事 | 2 名 |
| (6) 理事 | 15 名程度 |

4 役員を選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 会長は理事の互選とし、各自治会（区）選出の理事から選出する。
- (2) 副会長は理事の互選とし、各自治会（区）選出の理事から 1 名、専門部会長理事から 1 名選出する。
- (3) 書記及び会計は理事の互選とする。
- (4) 監事は評議員の中から選出する。

5 役員及び理事の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。なお、任期終了後は相談役に就任する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- (3) 書記は本会の庶務事務を司る。
- (4) 会計は本会の会計処理を行う。
- (5) 監事は毎年 1 回以上、本会の業務及び会計につき監査する。
- (6) 役員及び役員以外の理事は 1 つ以上の部会に所属し、部会活動の推進を図る。ただし、会長はこの限りでない。
- (7) 会の運営及び事業の遂行においては役職、所属部会に関わらず全理事が一致協力して推進する。

6 役員及び理事の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。補欠による任期は前任者の残任期間とする。

7 理事会は会の目的遂行を目指し、次の事項を審議執行する。

- (1) 本会の事業運営に関する事項

- (2) 評議員会に付議すべき事項
- (3) その他会長が必要と認めた事項

8 理事会は会長が招集し、議長を務める。

9 理事会は定数の過半数の出席により成立し、出席者の過半数の賛成によって決するものとする。なお、可否同数の場合は議長が決する。

(運営委員会)

第9条 本会事業等を円滑に推進するため、理事会の中に運営委員会を置くことができる。

2 運営委員会は会長、副会長及び各部会長をもって構成する。ただし、必要に応じ、他の役員及び理事他も招集することができる。

3 運営委員会は会長が招集し、議長を務める。

(顧問・相談役)

第10条 本会に顧問、相談役を置くことができる。

2 顧問は理事会の承認により会長が委嘱する。

3 顧問は会の運営に協力する。

4 相談役は原則として前会長が就任する。

(専門部会)

第11条 第4条の事業を円滑に推進するため、本会に専門部会を置く。

2 専門部会の種類は次のとおりとする。

- (1) 総務部会
- (2) 高齢者支援部会
- (3) 世代交流部会
- (4) 防災・地域安全部会

3 必要に応じ、上記以外の専門部会を設けることができる。

4 専門部会の規則は別に定める。

(会計)

第12条 本会の会計は次のとおりとする。

2 経費は次の収入を持ってあてる。

- (1) 海津市社会福祉協議会助成金
- (2) その他の補助金
- (3) 参加費等及び寄附金
- (4) その他の収入

3 会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(報告)

第 13 条 会長は毎年度の事業計画及び予算、事業報告及び決算等を海津市社会福祉協議会会長に報告するものとする。

(その他)

第 14 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この会則は平成 23 年 1 月 23 日から施行する。
- 2 設立当初の役員及び評議員の任期は、平成 23 年 3 月 31 日までとする。
- 3 この会則は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この会則は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この会則は令和 1 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 この会則は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。(第 7 条 3 項 20 号を追加)